

令和2年町議会5月臨時会議

# 提出予定議案の概要

島 本 町

## 令和2年町議会5月臨時会議提出予定議案

- 第2号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 第49号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第52号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）

第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 税務課

1 報告理由

会計年度末における地方税法等の一部改正等に伴う必要な条例の改正を行うため、専決処分したものを。

2 報告の概要

- (1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の制度の見直しにより、所要の規定の整備をするもの（第 1 条（第 5 6 条、第 7 0 条の 3 関係））。
- (2) 地域決定型地方税制特例措置の見直しにより、所要の規定の整備をするもの（第 1 条（附則第 1 5 条の 2 関係））。
- (3) その他、地方税法の改正等により、所要の規定の整備をするもの。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

第 4 9 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 教育こども部 子育て支援課

1 提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い所要の改正を行うに当たって、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、専決処分をしたもの。

2 議案の概要

- (1) 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当する場合における利用者負担額（保育料）の日割計算について定めるもの（第 9 条第 3 項関係）。
- (2) その他文言を整理するもの。

3 施行期日

公布の日（令和 2 年 4 月 2 3 日）

第50号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

人事院規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当について、人事院規則の改正内容に準じて、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

第 5 1 号議案 島本町税条例の一部改正について

議案提出課 総務部 税務課

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 非課税措置の対象へのひとり親の追加により、所要の規定を整備するもの（第 1 4 条関係）。
- (2) 寡婦（寡夫）控除の見直しにより、所要の規定を整備するもの（第 1 7 条、第 2 3 条関係）。
- (3) たばこ税率の段階的引上げにより、所要の規定を整備するもの（第 1 条（第 8 7 条）、第 2 条（8 7 条）関係）。
- (4) 還付加算金等の割合の引下げにより、所要の規定を整備するもの（第 1 条（附則第 9 条の 2、附則第 1 0 条関係））。
- (5) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設により、所要の規定を整備するもの（附則第 2 9 条、附則第 3 0 条）。
- (6) 国税における連結納税制度の見直しにより、所要の規定を整備するもの（第 2 条（第 8 条、第 9 条、第 1 3 条、第 1 5 条、第 4 0 条、第 4 1 条、第 4 3 条関係、附則第 9 条の 2 関係））。

3 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日（ただし、2 (1)、2 (2)、2 (4)については、令和 3 年 1 月 1 日、2 (3)については、第 2 条については令和 3 年 1 0 月 1 日、2 (5)については土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日、2 (6)については令和 4 年 4 月 1 日

第52号議案 島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険課

1 提案理由

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するもの。

3 施行期日

公布の日

第53号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険課

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

傷病手当金の支給内容等について、国の財政支援の対象範囲と同一内容を、附則に追加するもの。

【対象者】

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

一日当たりの支給額 = (直近の継続した3月間の給与収入の全体額 ÷ 就労日数) × (2/3)

【適用期間】

支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める間（令和2年9月30日まで）に属する場合

3 施行期日

公布の日



## 第54号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案提出課 健康福祉部 保険課

## 議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,549,500 千円
	補正後	3,549,600 千円
歳入歳出予算	補正額	100 千円

## 〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
府支出金	保険給付費等交付金	2,501,055	100	特別交付分
歳入合計		3,549,500	100	

## 〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
保険給付費	傷病手当金	0	100	傷病手当金
歳出合計		3,549,500	100	

## 第55号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第1号）

議案提出課 総務部 財政課

## 議案の概要

歳入歳出総額	補正前	13,176,000 千円
	補正後	16,500,857 千円
歳入歳出予算	補正額	3,324,857 千円

## 〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	総務費国庫補助金	23,951	3,217,315	特別定額給付金給付事業費補助金 3,200,000
				特別定額給付金給付事務費補助金 17,315
	民生費国庫補助金	306,558	47,648	子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 43,690
				子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金 958
				障害者地域生活支援事業補助金 3,000
衛生費国庫補助金	2,693	117	母子保健衛生費国庫補助金	
教育費国庫補助金	148,298	420	教育支援体制整備事業費交付金	
繰入金	財政調整基金繰入金	424,384	59,357	財政調整基金繰入金
歳入合計		13,176,000	3,324,857	

## 〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	防災計画費	22,629	664	新型コロナウイルス対策消耗品
	電算処理費	145,808	51	パソコン等
	ふれあいセンター管理費	132,998	1,482	ふれあいセンター使用料還付金

総務費	特別定額給付金事業費	0	3,216,782	人件費	3,360
				旅費	162
				事務用消耗品	200
				郵便料	4,860
				電話使用料	40
				口座振込手数料	1,540
				特別定額給付金システム構築業務	6,600
				電子複写機借上	20
				特別定額給付金	3,200,000
民生費	社会福祉総務費	174,483	100	人件費	
	障害者福祉費	793,963	3,000	障害児通所支援等	
	児童措置費	900,406	3,857	給食費臨時補助	
	ひとり親家庭福祉費	113,267	6,517	封筒	2
				郵便料	15
衛生費	保健ヘルス事業費	101,396	48	ひとり親家庭等臨時特別給付金	6,500
				事務用消耗品	30
				封筒	43
				郵便料	455
				口座振込手数料	330
商工費	商工振興費	38,308	46,112	子育て世帯臨時特別給付金	43,690
				事務用消耗品	30
				封筒	43
				郵便料	455
				口座振込手数料	330
土木費	住宅管理費	34,832	149	町営住宅集会所使用料還付金	
教育費	放課後子ども支援費	130,018	1,127	前年度学童保育室保育料還付金	
	幼稚園費	202,673	420	施設管理消耗品	32
歳出合計		13,176,000	3,324,857	管理用備品	388

【人件費の補正】

3,460千円（報酬 2,760千円、職員手当等 700千円）

令和2年町議会5月臨時会議

## 提出予定議案（追加）の概要

令和2年町議会5月臨時会議提出予定議案

第57号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第58号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

## 第57号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

## 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急支援対策に係る財源の一部とするため、町長等の給与について減額措置を講ずるもの。

## 2 議案の概要

給料（月額）の減額

	改正後	現 行 (本則上の額)	引下げ額	引下げ率
町 長	640,000円	800,000円	△160,000円	△20.0%
副町長	634,500円	705,000円	△70,500円	△10.0%

現行条例では、令和2年4月1日から令和3年4月20日までの引下げ率については、町長は△10.0%、副町長は△5.0%となっているが、今回の改正により、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの6ヵ月間に限り、町長はさらに△10.0%、副町長は△5.0%をそれぞれ減額する。

## 3 施行期日

令和2年6月1日

## 第58号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

## 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症緊急支援対策に係る財源の一部とするため、教育長の給与について減額措置を講ずるもの。

## 2 議案の概要

給料（月額）の減額

	改正後	現 行 (本則上の額)	引下げ額	引下げ率
教育長	589,500円	655,000円	△65,500円	△10.0%

現行条例では、令和2年4月1日から令和3年4月20日までの引下げ率については、△5.0%となっているが、今回の改正により、令和2年6月1日から令和2年11月30日までの6ヵ月間に限り、さらに△5.0%を減額する。

## 3 施行期日

令和2年6月1日